

国民の認識・成熟度を押し量った 「07年7月の参議院選挙」



IMF-JC 事務局長
團野久茂

私は、民主政治の根幹は誰もがそうであるように、「主権在民（国民主権）」にあると認識している。そして、これを具現化する手段として、最も民主的な手法が「議会制民主主義」であると理解している。しかし、先の国会終盤において審議時間も十分にとらないままに、強行採決を乱発した政府側の対応をわれわれは何と理解したらよいのだろうか。審議を放棄し国民に説明責任を果たさない国会運営のやり方は、自ら民主政治を否定するものである。藤原定彦氏が著した「国家の品格」によれば、「主権在民には大前提がある。それには国民が成熟した判断をすることができるという前提付きだ」と述べている。これをどう理解するかは各人に譲るとして、先の衆議院選挙においてあれ程までの自民党勝利を許さなければ「定率減税の廃止」もなかったはずである。しかし、あの選挙は郵政民営化を問うためのものであって、「減税廃止」をわれわれが選択したわけではないのである。

この機関誌が発行されるのは、参議院選挙の結果が発表された8月初旬の予定であ

るが、この選挙はわれわれの今後の労働生活の帰趨につながるものであると同時に、国民の成熟度を押し量るものでもある。民主党の大躍進を願うばかりである。

振り返れば、今次の国会会期は12日間延長され、参議院選挙の投票日は7月29日となった。これは教育制度や公務員制度改革などの重要法案の審議時間を確保するための措置であった。しかし、社会保険庁による公的年金保険料の納付記録漏れが発覚、その対策のための特例法案などの審議をめぐって与野党が激しく対立したことから、最低賃金の引き上げなど雇用ルール見直しに関する3法案の成立は、秋の臨時国会に先送りされることとなった。これは、政府側が「衆議院でこのまま継続審議とし、参議院選挙で次期国会での実現を国民に訴えた方が得策と判断した」ためであるが、夏休み期間中の投票日の方が投票率が下がり、与党サイドに有利に働くとの判断があったとも言われている。

雇用・労働に関わるルール見直しの法改正は、ここまでは労働側に比較的配慮したものとなっている。しかし、労働政策審議会・労働条件分科会の審議経過や答申（本年2月2日）を見ると、労働側の強い反対によって具体的な改正法案には盛り込まれなかったものの、むしろ残された部分に看過できない内容があることに留意が必要である。労働時間法制の関連で言えば、一定時間を超えた時間外労働に対する割増賃金率の引き上げや、企画業務型裁量労働制の緩和などは、具体的法案として次の国会で審議されることになる。しかし、この他に労働時間規制の大幅な緩和を狙った「自己管理型労働制」（日本版イグゼンプション）

の創設が残されていることを忘れてはならない。経団連の政府要望にも今回は具体名をカットしたまま残されており、制度実現を望む経営側の意思は固いのである。また、労働契約法関連では、就業規則の変更による労働条件の変更がある。これは使用者による一方的な労働条件切り下げの横行につながりかねない問題である。さらに、「均等待遇」が盛り込まれず、労働契約法の対象範囲に「経済的従属関係にある労働者」が含まれなかったことは、雇用形態の多様化が進む時代にあつて、ルールとしてはあまりにも不十分と言わざるを得ない。われわれは、今後の国会審議から目を反らすことは出来ない。規制改革会議など政府側の考え方ひとつで、労働市場改革と称した雇用・労働ルールのなし崩し見直しが断行される恐れが強いのである。そのことは政府の骨太方針にも表れている。

日本の雇用政策は、職業紹介、失業保険、職業訓練など事後的な失業対策から、解雇を抑制し、失業を予防する完全雇用政策、すなわち積極政策へと転換・発展してきた経緯をもっている。しかし、労働ビックバンの提唱者は、失業の事後対策を「セーフティーネット」と誇張。「この整備と充実と重点をおくべき」と雇用政策の歴史の歯車を逆回転させる失業対策への「先祖帰り」を提言しているのである。これは元雇用審議会会長の高梨氏が指摘されている。

われわれは、政治的パワーの片方への大きな偏りは、権力の過信を招き、時として国民に大きな不幸を生じさせやすいことに気づくべきである。選挙は終わってみなければ分からないが、少なくとも国民の大きな審判に期待したいものである。